

令和6年12月

利用者様 各位

有限会社 ゆりかご

代表取締役 宮崎 慎也

介護タクシー利用要件変更について

平素、当事業所へのご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。

介護タクシー利用要件について、事業開始以来大きな変更も無く運営して参りましたが、昨今の人手不足や働き方改革、そのほか諸経費等の高騰により、令和6年9月より下記のように一部変更・追加をさせていただきます。ご利用者様にとっては大変ご不便をおかけするかとと思いますが、移送事業の維持継続のためご理解を頂きます様、宜しくお願い致します。

○搭乗者の条件（条件を明確化しました）

- ・利用者の方は、介護保険の要介護認定を受けている方、身体的及び精神的障がい等をお持ちの方、または、ケガ等で一時的に身体が不自由な方に限ります。一般の方のみのご利用は出来ません。（前述の障がい等のある方との同乗は可能です）
- ・車の構造上、車椅子で座位のとれる方までとさせていただきます。リクライニング型も可能ですが、ストレッチャーを使用してのご利用は出来ません。
- ・利用の際には必ず事前予約をお願い致します。急に具合が悪くなった、転倒した等の場合の問い合わせが非常に多いです。事前予約が無い場合は、空き時間での対応となるため時間がかかります。また、重篤な場合も考えられますので、救急車を要請してください。

○利用の条件（一部内容を変更しました）

- ・利用の目的が、通院や入院、公的機関（役所、銀行等）への移動、施設の入所予定者による見学のための移動などの場合です。*福祉タクシーの場合は、上記目的に限りません。
- ・介護保険を利用する介護タクシー、介護保険を利用しない福祉タクシーの2つの事業があります。介護保険を利用しての介護タクシーについては、当事業所の手続き等の関係で、週に2回以上利用の方のみ契約を行っております。それ以外の方については、福祉タクシーでご利用ください。

○階段等の介助要件（新規に設定させていただきます）

- ・階段を車椅子等で昇降する必要がある場合には、安全上の都合で2人以上での介助をさせていただきます。また通常は運転手1人での介助となるため、2人目の職員については、別途費用を頂きます。別途費用については、予約時に確認ください。

- ・階段の昇降介助について、複数階層必要な場合は、階層分の費用を別途頂きます。

* 2階層以下、通常の介助料（1人目職員）+1, 000円（2人目職員分）（現在）

* 3階層の場合、上記、階層料金+2, 000円（職員2人分）（新規）

【以降、1階層増すごとに+2, 000円（職員2人分）を加算】

○営業日・営業時間（変更させていただきます）

- ・営業日：月・火・木・金・土（水、日は休みとさせていただきます）
- ・営業時間：8時30分から16時30分

*既に変更日以降に予約がある方、水曜のみ対応の医師が主治医の方については、ご相談下さい。

*タクシー料金につきましても、燃料の高騰により値上げを検討しています。変更をする場合は、準備が出来次第、再度連絡をさせていただきます。

*何かご不明な点がありましたら、ご連絡をお願い致します。

有限会社 ゆりかご
介護タクシー ゆりか号
担当 山室 めぐみ
宮崎 慎也
0269-81-3888